

7 引っ越したとき、車を売ったとき

管轄の運輸支局・自動車検査登録事務所で住所変更・名義変更等の手続きを行ってください。(道路運送車両法第12条、第13条及び第67条により手続きが義務付けられています。)手続きをしていただかないと、翌年度の納税通知書も同じあて名・あて先で発送されてしまいます。

県内の運輸支局等連絡先(登録関係ヘルプデスク) (自動音声案内は24時間。平日日中はオペレーターも対応します。)

千葉運輸支局
050-5540-2022

野田自動車検査登録事務所
050-5540-2023

習志野自動車検査登録事務所
050-5540-2024

袖ヶ浦自動車検査登録事務所
050-5540-2025

8 納税通知書の送付先について

引っ越したときに、上記7の住所変更手続きがすぐにできない場合は、3月末までに千葉県に住所変更を届け出ていただければ、翌年度から納税通知書の送付先を変更いたします。(納税義務者本人の住所に限られます。納税義務者以外には送れません。)

住所変更の届け出は、同封のハガキを送付いただくか、パソコン・スマートフォンからお手続きいただけます。
千葉県ホームページ▶<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/jidousha/jusyohenkou.html>
なお、登録番号(ナンバープレートの番号)や名義人氏名の記載に漏れや誤りがある場合は、送付先変更は受付できません。



住所変更届

住所変更届 記入例

- 「1.名義人氏名」欄には納税義務者の氏名を記入してください。改姓等をされた場合は、旧姓又は旧商号を必ず記入してください。
- 納税義務者は、自動車の所有者(割賦契約の場合は使用者)です。
※納税義務者以外への送付は受けられません。
- 濁点や半濁点も含めて一文字として記入してください。書ききれない場合は、郵便配達に支障がない部分を省略してください。
- 内容等についてご連絡させていただくことがありますので、必ず電話番号を記入してください。

注意事項

- 複数台所有の場合、一部の自動車のみの変更はできません。
- 郵便の転送手続きも行ってください。
- この住所変更届(ハガキ)では、車検証に記録されている住所や名義人は変更できません。

9 納税の猶予制度について

県税は定められた納期限までに納付・納入していただくことが定められています。

しかし、一定の要件に該当し、県税を一時に納付することができない場合には、申請により、1年以内の期間に限り、県税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。詳しくは、お近くの県税事務所までお問い合わせください。

○徴収猶予

災害、病気、事業の休業等によって、県税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

○申請による換価の猶予

県税を一時に納付することによって、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、納期限から6か月以内に申請することにより、換価の猶予を受けることができます。

申請には、「財産目録」や「収支明細書」等の書類を作成のうえ、原則としてお近くの県税事務所に来所していただくことが必要(※1)で、猶予期間中の分割納付や担保の提供等の条件(※2)があります。

※1 電話のみの納税の猶予のお申出には応じておりません。

※2 詳細につきましては、お近くの県税事務所までお問い合わせください。

※3 災害等により被災した自動車で、一定の要件に該当する場合は、自動車税(種別割)の減免措置等を受けることができます。詳しくは右のQRコードを読み取るなどして、千葉県ホームページでご確認ください。



災害による減免等

納期限までに必ず納税しましょう

《編集・発行》千葉県自動車税事務所 千葉市中央区問屋町1-11 ☎043-243-2721
QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。 このしおりの内容は、令和7年2月現在の情報に基づいています。

自動車税(種別割)のしおり

令和7年度版

千葉県ホームページにおいて、さらに詳しくご案内しております。

千葉県自動車税Q&A

検索

ご不明な点は、納税通知書の登録番号(車のナンバー)をご確認のうえ、納税通知書裏の各事務所にお問い合わせください。

1 自動車税(種別割)を納める人(納税義務者)

※令和元年10月1日から、自動車税は自動車税の種別割に名称が変更されました。

自動車税(種別割)の納税通知書は、4月1日現在の自動車の所有者(割賦販売契約の場合は使用者)に対して送付しています。

(ご注意) 軽自動車やバイクについては、軽自動車税(種別割)として市町村の税金となります。

また、購入や車検のときに納める自動車重量税は、国の税金となります。



※事務所用

Q この車、3月に下取りに出して、もう持っていないんだけど・・・

○運輸支局での抹消登録(廃車)又は移転登録(名義変更)の手続きが3月31日までに完了していないことが考えられます。登録手続きを第三者(業者等)に依頼されている場合は、その方に状況を確認してください。

○4月1日以降抹消せずに移転登録した場合は、新名義人の方には来年度から課税されます。

○年度途中で抹消登録した場合は、翌月以降の月割額を、4月1日時点の名義人の方にお返しします。約1か月半～2か月後に還付通知書をお送りします。ただし、納期限を過ぎた自動車税に未納がある場合は充当されます。

○自動車が盗難にあった等、何らかの事情で抹消できない場合は、お近くの各事務所(納税通知書裏に記載)にご相談ください。

2 自動車税(種別割)の税額

毎年5月中に、その年の4月から翌年3月までの1年分を納めていただきます。

主な自動車(自家用乗用車)の年税額は次のとおりです。

区分	令和元年9月30日以前に初回新規登録された自動車		令和元年10月1日以降に初回新規登録された自動車	
	標準税額	重課	標準税額	軽課
電気自動車・燃料電池自動車	29,500円	—	25,000円	6,500円
総排気量	1L以下	29,500円	25,000円	6,500円
	1L超 ～ 1.5L以下	34,500円	30,500円	8,000円
	1.5L超 ～ 2L以下	39,500円	36,000円	9,000円
	2L超 ～ 2.5L以下	45,000円	43,500円	11,000円
	2.5L超 ～ 3L以下	51,000円	50,000円	12,500円
	3L超 ～ 3.5L以下	58,000円	57,000円	14,500円
	3.5L超 ～ 4L以下	66,500円	65,500円	16,500円
	4L超 ～ 4.5L以下	76,500円	75,500円	19,000円
	4.5L超 ～ 6L以下	88,000円	87,000円	22,000円
	6L超 ～	111,000円	110,000円	27,500円

令和元年度税制改正により、令和元年10月1日以降に新車新規登録された自家用乗用車は、従来よりも税率が引き下げられています。

(自動車税(種別割)の恒久減税)

3 グリーン化税制について

グリーン化税制とは、環境性能に優れた一定の要件を満たす自動車に対して税率を低くし、また新車新規登録から一定年数を経過した自動車に対して税率を高くする特例措置です。

○軽課 環境性能に優れた自動車は、初回新規登録の翌年度に限り、税率が低くなります。

電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の天然ガス自動車

翌年度のみ
約75%低くなります。

※ガソリンハイブリッド自動車は軽課の対象にはなりません。

※営業用乗用車については、県ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



グリーン化税制

○重課 初回新規登録から一定年数を経過した自動車は、経過した翌年度以降税率が高くなります。

新車新規登録から11年を経過したディーゼル車
(令和7年度の対象車は、平成26年3月31日以前に登録したもの)

新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車
(令和7年度の対象車は、平成24年3月31日以前に登録したもの)

約15%高くなります。

※電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ガソリンハイブリッド自動車・一般乗合用バス・スクールバス・被けん引自動車(トラレーザ)は重課の対象にはなりません。

※バス・トラックなどは約10%高くなります。

4

納税するには

以下の納付方法でお納めいただけます。(詳しくは納税通知書の裏面をご覧ください。)
なお、自動車税事務所・各県税事務所や運輸支局で納税の確認が取れるまでには一定の日数がかかります。

		地方税お支払サイト (eLTAX) 			スマートフォン決済アプリ		Pay-easy (ペイジー) 		窓口		
納付方法		クレジットカード	インターネットバンキング	口座振替 (ダイレクト方式)	PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い、PayB 等の対応アプリについては、地方税お支払サイトでご確認ください。 https://www.payment.eltax.lta.go.jp/		インターネットバンキング・モバイルバンキング	金融機関ATM	自動車税事務所・県税事務所市町村	金融機関	コンビニエンスストア等
納付時の車検用納税証明書・領収証書の有無		無し			無し		無し		有り		
納付場所利用方法		右のQRコードを読み取るか、地方税お支払サイトで検索。案内画面に従い、納税通知書下部のeL-QR (QRコード)を読み取るか、納税通知書に記載のあるeL番号を入力のうえ、お手続きしてください。 複数の納付書を一度の手続きで納付する「まとめ納付」も可能です。 			スマートフォンで各アプリから納税通知書下部のeL-QR (QRコード)を読み取り、案内画面に従いお手続きしてください。		金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングの案内画面に従い、納税通知書に記載のある番号を入力のうえ、お手続きしてください。	金融機関設置のペイジーマークのあるATMの案内画面に従い、納税通知書に記載のある番号を入力のうえ、お手続きしてください。	・千葉県内の自動車税事務所・各県税事務所 ・納税通知書裏面に記載のある県内の市町村	・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・農業協同組合等 ・全国のゆうちょ銀行・郵便局	・コンビニエンスストア (主要全国チェーン各店) ・MMK設置店 (無人端末機を除きます)
注意点		・利用できるカードブランドは、Visa・MasterCard・JCB・AmericanExpress・DinersClubです。 ・納付税額に応じたシステム利用料がかかります。	・利用可能時間は8時30分から24時までです。 ・事前にインターネットバンキングの契約が必要です。	・利用可能時間は8時30分から24時までです。 ・事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。	・取扱金額の上限があります。 (利用するアプリで異なります。アプリのサイトにてご確認ください) ・県税事務所・自動車税事務所及びコンビニエンスストア等の窓口ではスマートフォン決済での納付はできません。		・事前にインターネットバンキング、モバイルバンキングの利用契約が必要です。	・コンビニエンスストアに設置されているATMでは納付できません。	・eL-QR (QRコード) が記載された納付書は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付できます。eLTAXホームページ「共通納税対応金融機関」よりご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ 領収証書を必ず受け取り、金額や領収印の日付等をご確認ください。  共通納税対応金融機関		
		・領収証書及び納税証明書は発行されません。 ・納付手続き完了後に、納付を取り消すことはできません。									
車検用納税証明書について		運輸支局の窓口で納税確認が可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになりました。ただし、納税確認に一定の日数 (下記参照) がかかりますので、車検をお急ぎの場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で現金で納付のうえ、納税証明書をご用意ください。(詳しくは、「5 車検のときは」をご覧ください。)									
納税の確認が取れるまでの日数	自動車税事務所・各県税事務所	2営業日	2営業日	2営業日	2営業日		約1週間		即日 ※市町村は約2か月	約2週間 ※全国のゆうちょ銀行・郵便局は約1週間	約1週間
	運輸支局	上記の日数＋2営業日									

※納期限を過ぎてしまうと、法令の定めるところにより延滞金が徴収されます。

5

車検のときは

車検時の自動車税 (種別割) 納税証明書の提示が省略できます。

- ☞ 車検時に納税証明書の提示が省略できるため、納税証明書を紛失した場合でも、再発行の手続きは必要ありません。(自動車税、自動車税 (種別割) 及び延滞金に未納がない場合に限ります。)
- ☞ 令和7年度に千葉県で課税された自動車 が千葉県以外の都道府県に転出した場合でも、全国の運輸支局で納税情報が確認できるため、納税証明書を用意していただかなくても車検を受けることができます。
- ☞ 減免等を受けている自動車についても、納税証明書を用意していただく必要はありません。

ご注意ください！

- ☞ 運輸支局への納税情報の提供に一定の日数 (※「4 納税するには」をご覧ください。) がかかるため、納税証明書の用意が必要な場合があります。
自動車税 (種別割) 納税証明書が添付された領収証書は大切に保管してください。
自動車税 (種別割) の納付から車検までの日数が上記「4 納税するには」の運輸支局で納税の確認が取れるまでの日数に満たないときは、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で現金で納付のうえ、納税証明書を用意していただければ車検が受けられます。
- ☞ 納税証明書の登録番号欄が「★★★★」となっている場合は、納税の確認ができない場合があります。お近くの各事務所 (納税通知書裏面に記載) で納税状況の確認をお願いします。(納税証明書の交付請求が必要になる場合があります。)
- ☞ 取扱日付印の有効期限を過ぎて本税のみを納付した場合、延滞金が発生している場合があります。お近くの各事務所で納税状況の確認をお願いします。(納税証明書の交付請求が必要になる場合があります。)
- ☞ 車検を第三者 (業者等) に依頼する場合は、納税証明書の提出 (提示) を求められる場合がありますので、依頼先にご確認ください。

6

障害者の方のための減免制度について

もっぱら障害者の方の移動のために使用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税 (環境性能割・種別割) と軽自動車税 (環境性能割) を減免する制度を設けています。
減免の対象となる自動車、申請の期限は次のとおりです。
なお、減免を受けるためにはお近くの各事務所 (納税通知書裏面に記載) の窓口で申請が必要です。必要書類を添えて定められた期限までに申請をしないと、その年度の減免を受けられませんのでご注意ください。

対象	各種障害者手帳等 (身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか) をお持ちの方又はその方と同居で生計を一にするご家族等が所有する自動車で、一定の要件に該当し、もっぱら障害者の方の移動のために使用する自動車 (障害者の方1人につき1台に限ります。)
申請の期限	●自動車税 (環境性能割) ・軽自動車税 (環境性能割) : 自動車の登録の日から1か月以内 (注1) 期限を過ぎると減免となりません。 ●自動車税 (種別割) : 下表のとおり (注2) 期限を過ぎて申請があった場合、申請日の翌年度から減免となります。

該当区分	申請の期限
①3月31日以前から自動車を所有されている方	納税通知書の納期限
②障害者手帳等の交付を新規に受ける方 (等級変更され新たに減免対象となる方を含みます。)	障害者手帳等の新規交付日 (等級変更により新たに減免対象となった日を含みます。) から1か月以内
③自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の新規登録日から1か月以内
④今まで減免を受けていた自動車 (前減免車) から別の自動車 (申請車) へ乗り換えされる方	乗り換えした自動車の新規登録日又は減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から1か月以内

(注) ④の申請車又は前減免車が4月1日以降に移転登録 (名義変更) の場合の申請期限は、翌年度の納期限です。

- ※1 減免対象となる障害の等級・程度や必要書類等については、千葉県ホームページをご覧ください。お近くの各事務所 (納税通知書裏面に記載) にお問い合わせください。
- ※2 介護保険の要介護認定を受けていても、上記のいずれかの手帳をお持ちでなければ減免の対象になりません。
- ※3 身体障害者用の構造を有する自動車 (車いす移動車等) についても、税の全部又は一部の減免制度があります。
- ※4 軽自動車税 (環境性能割) は県が市町村に代わって賦課徴収します。軽自動車税 (種別割) の減免制度については、各市町村へお問い合わせください。